県南広域振興局長告示第129号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成24年8月17日

県南広域振興局長 田 村 均 次

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500414	有限会社アルファ工業	ハッピーリーフ	奥州市前沢区字沖田84番地1	平成24年8月31日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500414	有限会社アルファ工業	ハッピーリーフ	奥州市前沢区字沖田84番地1	平成24年8月31日

3 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371500414	有限会社アルファ工業	ハッピーリーフ	奥州市前沢区字沖田84番地1	平成24年8月31日